

申告納税相談のご案内

(所得税・住民税・国保税等)

期間 令和3年2月16日(火)～3月15日(月)
(土日祝日を除く)

時間 午前9時～午後4時30分

場所 上板町農村環境改善センター 健康管理室
(会場)・農事研修室(控室)

申告が必要な方

- 1 令和3年1月1日現在、上板町に住所がある方で、前年中(令和2年1月1日～令和2年12月31日)に所得のあった方
- 2 給与所得者で次に該当する方
 - (1) 給与所得以外に営業、農業、不動産、年金等の所得があった方
 - (2) 2か所以上から給与の支払いを受けている方
 - (3) 前年中に退職した方や一定の所に勤務していない方
- 3 上板町国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者
(前年中に所得がない場合でも申告が必要です。)
- 4 住宅借入金等特別控除、医療費控除、寄附金控除等を受けようとする方

※相談日は大変混雑しますので、医療費の領収書や収支内訳書は必ず計算したものをご持参ください。計算ができていなければ、会場にてご自分で計算していただきます。

※令和元年分の確定申告受付から、申告書の提出方法が、書面提出からデータ提出へと変更になっています。

これに伴い、利用者識別番号をお持ちでない方は、利用者識別番号の取得に時間をいただきますので、予めご了承ください。

※例年申告会場は大変混雑しますので、本年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、申告受付は「3密」を避ける対策を検討しています。多くの方が集まる状況を避けるため、電子申告(国税庁ホームページ)や郵送による申告などをご検討いただき、感染拡大の防止にご理解ご協力をお願いします。
尚、申告会場は必ずマスク着用でお願いします。

申告納税相談に必要なもの

- 1 印鑑
 - 2 税務署より郵送された「確定申告のお知らせ」はがき(届いた方のみ)
 - 3 収支計算に必要な書類、帳簿、記録簿、領収書
 - 4 給与所得者、年金受給者については源泉徴収票(原本)
 - 5 生命保険料、地震保険料等の支払証明書、社会保険料領収書、国民年金保険料控除証明書
 - 6 医療費控除を受けられる方は「医療費控除の明細書」と「保険などで補てんされる金額の明細書」
 - 7 還付申告の場合は、本人名義の口座番号(銀行名・支店名・預金種類・番号)
 - 8 平成28年分以降の申告書には、マイナンバーの記載が必要です。
- 申告時に「番号確認」と「本人確認」を行いますので以下の書類をお持ちください。

● マイナンバーカードをお持ちの方は

マイナンバーカードの提示が必要です。

● マイナンバーカードをお持ちでない方は

【番号確認書類】

マイナンバーを確認できる書類
● 通知カード
● 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
などのうちいずれか1つ

【本人確認書類】

記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類
● 運転免許証 ● 公的医療保険の被保険者証
● パスポート ● 身体障害者手帳
● 在留カード
などのいずれか1つ

【番号確認書類】と【本人確認書類】の両方の提示が必要です。

※控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者についてもマイナンバーの記載が必要です。

(控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者の本人確認書類は不要です。)

※代理人が申告する場合

申告者本人分の必要書類に加え、代理人の方の身分証明書の提示が必要です。

申告相談日程表

| 月日 | 曜日 | 支部名等 |
|-------|----|---------------------------------------|
| 2月16日 | 火 | 全地区 年金のみの方 |
| 2月17日 | 水 | 南瀬部 北瀬部 鳥屋 檜山 瀬部サントウン |
| 2月18日 | 木 | 井内全支部 古田南 古田北 |
| 2月19日 | 金 | 新田全支部 新東 上六條 下六條全支部 高磯全支部 |
| 2月22日 | 月 | 佐藤塚全支部 第十新田 第十団地 |
| 2月24日 | 水 | 北高瀬 古町 瀬部 元原 元原2 仁界 中須賀 鍛冶屋原南団地 |
| 2月25日 | 木 | 柚木全支部 栗ノ木全支部 天王 石橋ノ上 泓ノ上 |
| 2月26日 | 金 | 引野全支部 |
| 3月1日 | 月 | 中東1、2 中西東 中西西 セリエタウン 山田 山田南 原 北 川原田団地 |

| 月日 | 曜日 | 支部名等 |
|-------|----|--|
| 3月2日 | 火 | 大東 原東 原西1、2、3 |
| 3月3日 | 水 | 神宮寺1、2 大山町 大山畑 フルーツタウン神宅 殿宮 小柿1 小柿北 |
| 3月4日 | 木 | 中北 大南1、2、3 小柿団地 神宅 団地 神宅 西金屋 学園橋 |
| 3月5日 | 金 | 川西1、2 川東1、2 滝ノ宮 青木・西分・横関・八坂各団地 |
| 3月8日 | 月 | 日吉 小路 古北村 地家 西高原 中筋 中筋第2 辻 大北村 |
| 3月9日 | 火 | 椎本全支部 神明 東光 馬道 馬道南 馬道南2 原測 東光団地 君ノ木 藍生 |
| 3月10日 | 水 | 全地区特別な事由により上記期間中に申告できなかった方 |
| 3月11日 | 木 | // |
| 3月12日 | 金 | // |
| 3月15日 | 月 | // |